

(別紙)

(単価契約) タブレット端末 (iPad) の調達及び通信サービスの提供 業務に関する

プロポーザル 企画提案書等作成要領

1 提出資料の種類

本プロポーザルの提出書類として、次の資料を一括して提出すること。

No	提出書類	様式
1	参加表明書	別添様式
2	会社概要がわかる書類	任意
3	参加資格を証する書類 (販売実績・ABM 実績等)	任意 (契約書写し等)
4	企画提案書	任意 (本要領に従うこと)
5	見積書	別添様式

2 全般的な留意事項

- (1) 提案者は、「契約仕様書 (物品調達)」 (以下「仕様書」という。) に基づき提案すること。提案に当たっては、有用な独自提案を積極的に記載すること。
- (2) 企画提案書等の内容は、提案者が自ら実現できる範囲内で記載すること。
- (3) 本市が提示した仕様書の全面コピーや「仕様書のとおり」といった記述に終始しないこと。
- (4) 企画提案書等に記載すべき事項が記載されていないとき又は提案内容が仕様書の要件を満たしていないときは、失格になることがある。
- (5) 企画提案書等は、提出書類ごとにデータを分け、電子メールに添付し提出すること。
- (6) 専門的な知識を持たない者でも理解できるよう、極力分かりやすい表現で記載すること。

3 企画提案書の作成上の留意事項

企画提案書は、以下の構成に従い作成すること。

章	記載項目	対応する評価項目
表紙	社名・件名	—
第1章	会社概要・実績	実績（10点）
第2章	通信サービスの提案	通信品質（10点） 通信付加提案（5点）
第3章	キitting・納品計画	キitting・ 納品体制（10点）
第4章	付加価値提案	付加価値（5点）
第5章	業務体制	様式第1・2号を引用可
—	見積書（別添）	価格点（60点）

【表紙】

- ア 表題は「（単価契約）タブレット端末（iPad）の調達及び通信サービスの提供
業務 企画提案書」とすること。
- イ 社名を記載すること。副本には社名を記載しないこと。
- ウ A4サイズ、10ページ以内とし、通し番号を付すこと（表紙・目次を除く）。

【第1章 会社概要・実績】

以下の内容を記載すること。

- ア タブレット端末（iPad）の法人向け販売実績（自治体・官公庁を含む場合はその旨明記）
- イ Apple Business Manager（ABM）へのデバイス登録（ADE）の実績
- ウ モバイルデータ通信サービスの法人向け提供実績

※ 様式第3号「実績一覧」と重複する場合は、同様式を引用する形で簡潔に記載しても差し支えない。

【第2章 通信サービスの提案】

以下の内容を記載すること。

- ア 提案する通信プランの概要（プラン名称、データ容量、月額料金等）
- イ 京都市内（山間部を含む）における通信エリアのカバー状況（エリアマップの添付又はカバー率の数値等）
- ウ 月間データ容量超過時の対応（速度制限の内容、追加料金の有無）
- エ 以下の仕様書記載の希望要件への対応可否及び具体的な内容

No	希望要件	記載内容
1	データ繰越	未使用分の翌月繰越の可否・条件
2	休止設定	未使用月の回線休止・料金減額の可否・条件
3	データシェアプラン	契約全体で通信量を共有するプランの有無・条件
4	管理画面・レポート	回線別データ使用量の確認手段

※ 対応不可の項目は「対応不可」と明記し、代替案がある場合は併記すること。

【第3章 キットティング・納品計画】

以下の内容を記載すること。

ア ABM へのデバイス登録（ADE 設定）の作業手順

※ MDM（モバイルデバイス管理）の設定は、発注者が Google Workspace エンタープライズプランにより行う。受注者が行うのは ABM へのデバイス紐付けのみである。

イ フィルム貼付・ケース装着・ラベル貼付等の作業手順

ウ 納品までのスケジュール（契約締結から令和8年7月31日の納期までの工程表）

エ 本市との連絡窓口（担当者名・連絡先）

オ 端末の初期不良が発生した場合の対応方法

【第4章 付加価値提案】

仕様書の要求事項を超える有益な提案がある場合に記載すること。（任意）

ア 契約期間中の端末追加・機種変更への対応方針

イ コスト最適化に関する提案（ボリュームディスカウント等）

ウ その他、本業務に資する独自の提案

【第5章 業務体制】

様式第1号（体制図）及び様式第2号（役割表）の内容を簡潔に記載又は引用すること。

4 見積書の作成上の留意事項

- ア 別添の見積書様式を使用し、品目別の単価及び想定数量に基づく金額を記載すること。
- イ 見積書に記載する金額は、税抜価格とすること。
- ウ 通信回線の月額単価は1回線当たりの金額を記載し、金額欄には月額×回線数×8箇月分を記載すること。
- エ 上記以外に発生する費用がある場合は、行を追加して記載すること。
- オ 本市が提示した契約金額上限を上回る価格で見積書を提出したときは、失格とする。

5 その他

提出期限、提出場所等については、「プロポーザル説明書」のとおり。